

令和6年度 羽村市職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

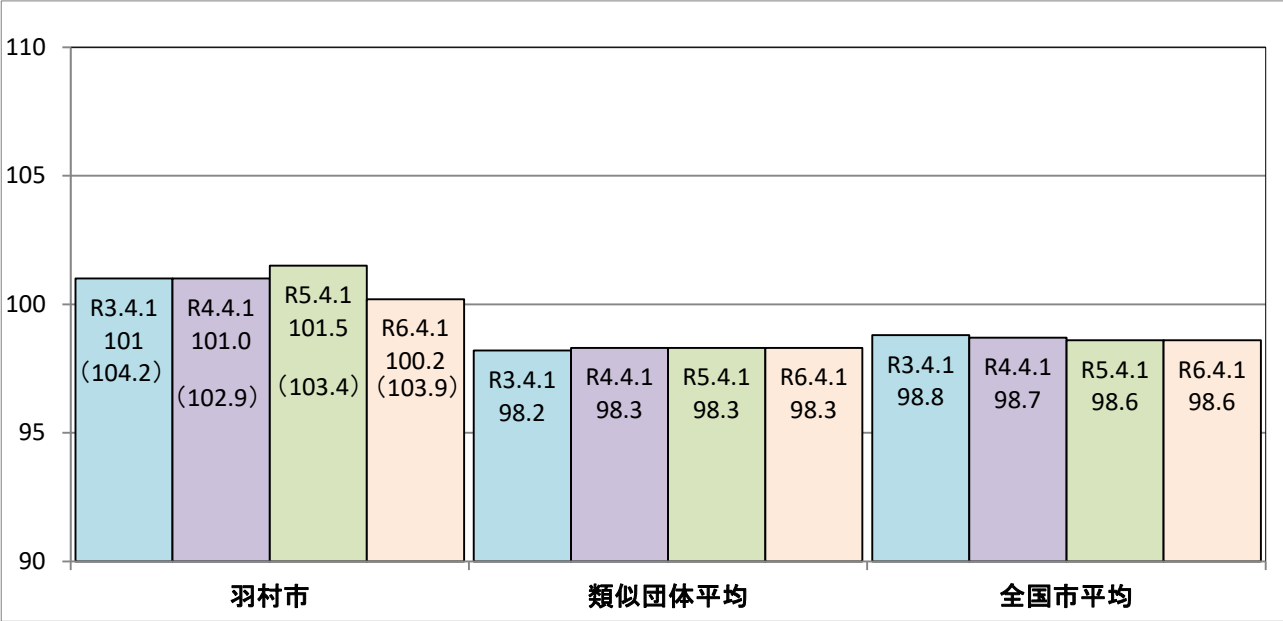
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 54,416	千円 25,772,032	千円 1,064,164	千円 3,670,626	% 14.2	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 329	千円 1,254,537	千円 322,284	千円 542,384	千円 2,119,205	千円 6,441	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は令和5年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

東京都の給料表に準じているため、ラスパイレス指数が100を超えているものの、これまで東京都人事委員会の勧告に基づき給与の見直しを実施してきている。
また、学歴に関係なく優秀な人材を昇任させており、比較的若く上位職に任用される傾向にあることから、ラスパイレス指数が高くなる傾向にある。
なお、平成30年4月から昇給停止年齢を見直し、ラスパイレス指数の抑制を図っている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））
（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、東京都人事委員会勧告の内容を踏まえ、平均1.7%引下げた上で、現給の同額または直近下位の金額へ号俸の切替えを行った。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、8.8%を支給。

（参考）

	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日時点	適及改定後									
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
羽村市の支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	9%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.8%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽村市	42.0 歳	315,100 円	396,063 円	363,646 円
東京都	42.5 歳	318,089 円	458,519 円	400,162 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.7 歳	313,594 円	395,822 円	360,145 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
羽村市	54.2 歳	6 人	338,600 円	389,333 円	378,733 円
清掃	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
守衛	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円
その他	54.9 歳	5 人	336,600 円	380,840 円	374,520 円
東京都	50.5 歳	1,211 人	286,976 円	388,004 円	353,700 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	52.7 歳	16 人	321,506 円	377,113 円	353,146 円

区 分	民 間			参考 A/B	(参考)年収ベース(試算値)の比較		
	対 応 する 民 間 の 類 似 職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
羽村市	—	—	—	—	—	—	—
清掃	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
守衛	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
自動車運転手	乗用自動車運転者	57.9 歳	304,900 円	—	— 円	4,084,700 円	—
その他	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用してる（令和3年～令和5年の3ヵ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致してしているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		羽村市	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	160,100 円	160,100 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	157,500 円	157,500 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,918 円	345,750 円	385,880 円	434,813 円
	高 校 卒	－ 円	332,900 円	322,600 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	295,200 円

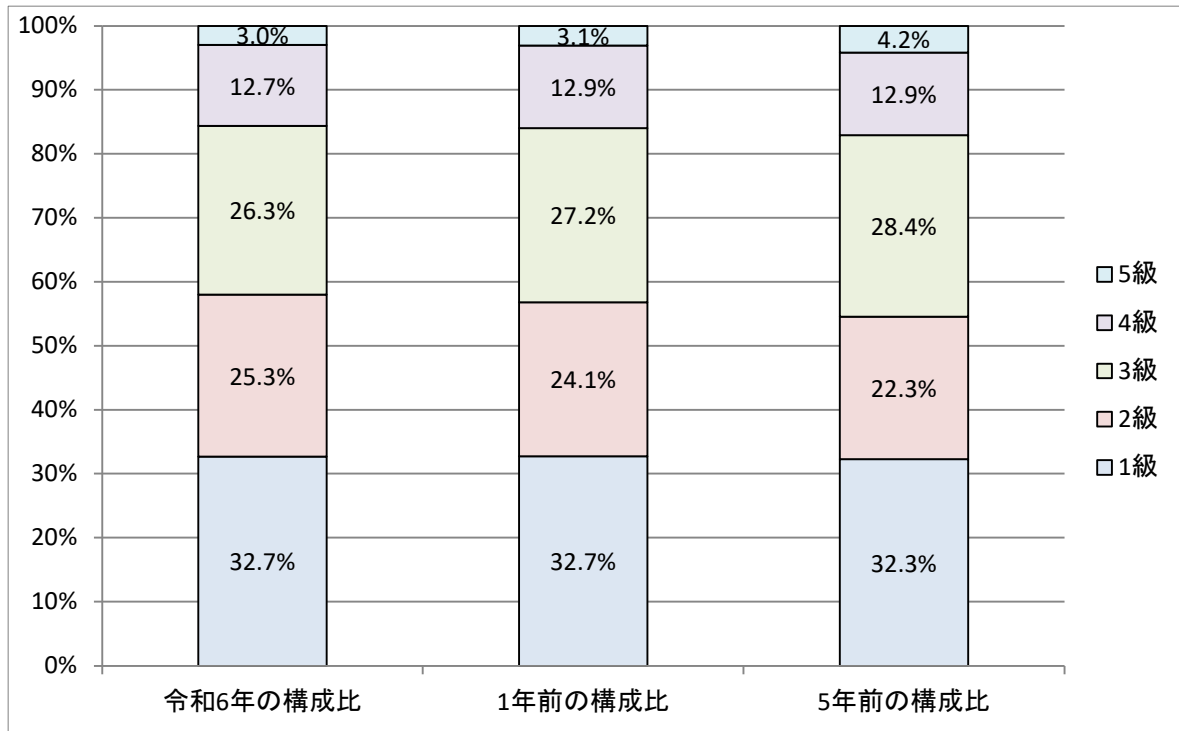
（注） 諸手当は含まれていない。 — は、該当者がいない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

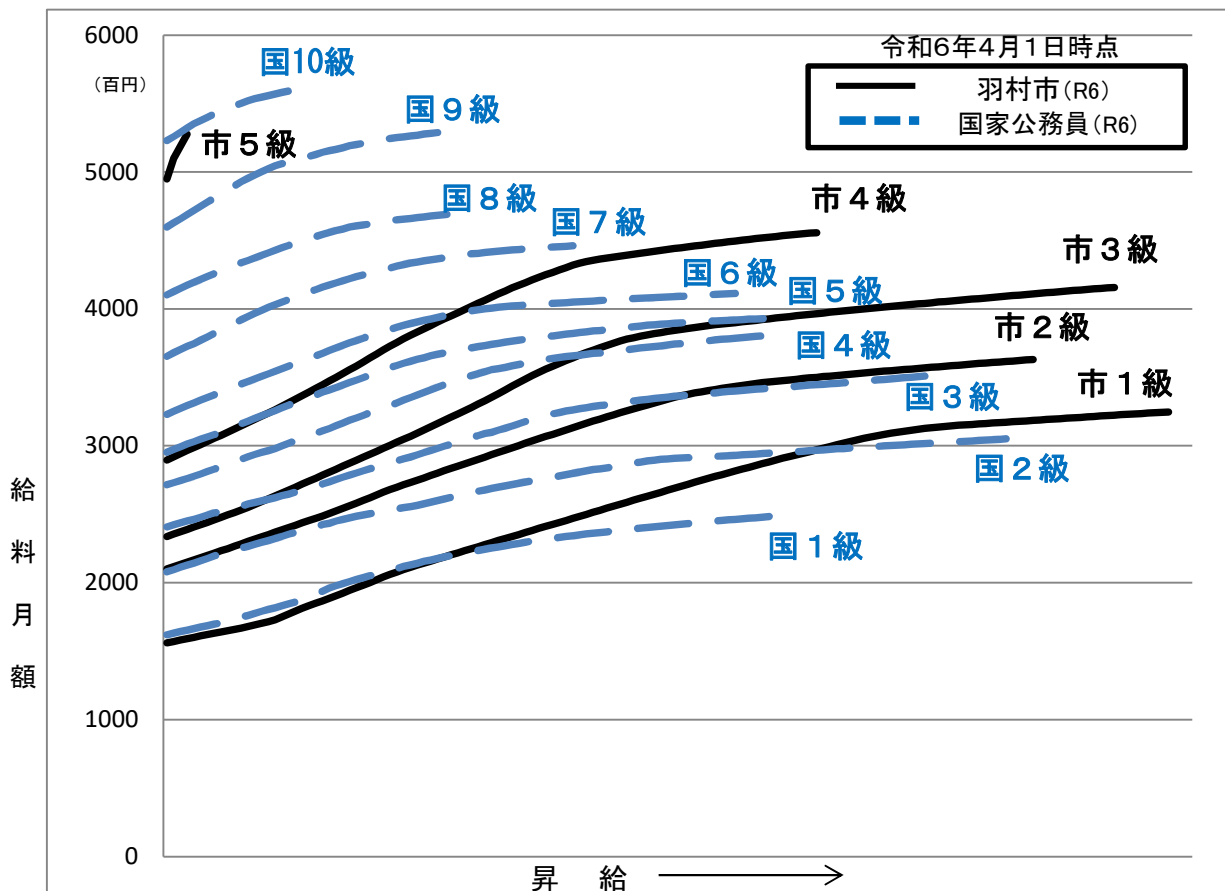
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
5級	部長職	9 人	3.0 %	495,000 円	527,700 円
4級	課長職	38 人	12.7 %	289,700 円	455,800 円
3級	係長職	79 人	26.3 %	233,800 円	415,800 円
2級	主任職	76 人	25.3 %	210,100 円	363,100 円
1級	主事職	98 人	32.7 %	156,200 円	324,800 円

- （注） 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表（一）の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。



(注) 1 構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況(羽村市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽村市	東京都	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,528 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,907 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 未公表
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(羽村市)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

羽村市	国
(支給率) 自己都合 23.00 月分 勤続20年 23.00 月分 勤続25年 30.50 月分 勤続35年 43.00 月分 最高限度 43.00 月分	(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分
○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20% 退職時特別昇給(公務上の死亡、整理退職等) 1人当たり平均支給額 自己都合 662 万円 勸奨・定年 2,480 万円	○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によること退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		120,002 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		316,628 円	
支給対象地域	支給割合	令和5年度支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全地域	8.5 %	379 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		0 %		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
行旅病死取扱手当	福祉事務職員	行旅病人、行旅病死 人又は変死人等 の取扱作業	0円	1回 10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	122,440 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	416 千円
支給実績(令和4年度決算)	110,211 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	367 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	子 各9,000 円	異なる	子 各10,000 円	25,898 千円	197,697 円
	16歳～22歳の子(加算) 各4,000 円		16歳～22歳の子(加算) 各5,000 円		
	子以外の親族等 各6,000 円		子以外の親族等 各6,500 円		
管理職手当	職務に応じて定められた額	異なる	職務に応じて定められた額	44,627 千円	842,015 円
住居手当	35歳未満の賃貸住宅 15,000 円	異なる	借家等 支給限度額 28,000 円	7,136 千円	137,234 円
通勤手当	公共交通機関 6月分一括支給 1ヵ月あたりの支給限度額 55,000 円	異なる	公共交通機関 6月分一括支給 1ヵ月あたりの支給限度額 55,000 円	15,327 千円	70,632 円
	交通用具使用者 通勤距離に 応じて支給		交通用具使用者 通勤距離に 応じて支給		

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	796,500 円		(参考)類似団体における最高／最低額			
		(885,000 円)		1,061,000 円／ 593,400 円			
		726,750 円		885,000 円／ 547,600 円			
		(765,000 円)					
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	530,000 円		737,000 円／ 372,000 円			
		(530,000 円)					
		470,000 円		653,000 円／ 294,000 円			
		(470,000 円)					
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)					
		4.65月分 ※加算措置有(20%)					
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合)					
		4.65月分 ※加算措置有(20%)					
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
		885,000円×在職年数×400/100		1,416万円		任期ごと	
		765,000円×在職年数×300/100		918万円		任期ごと	
	備考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

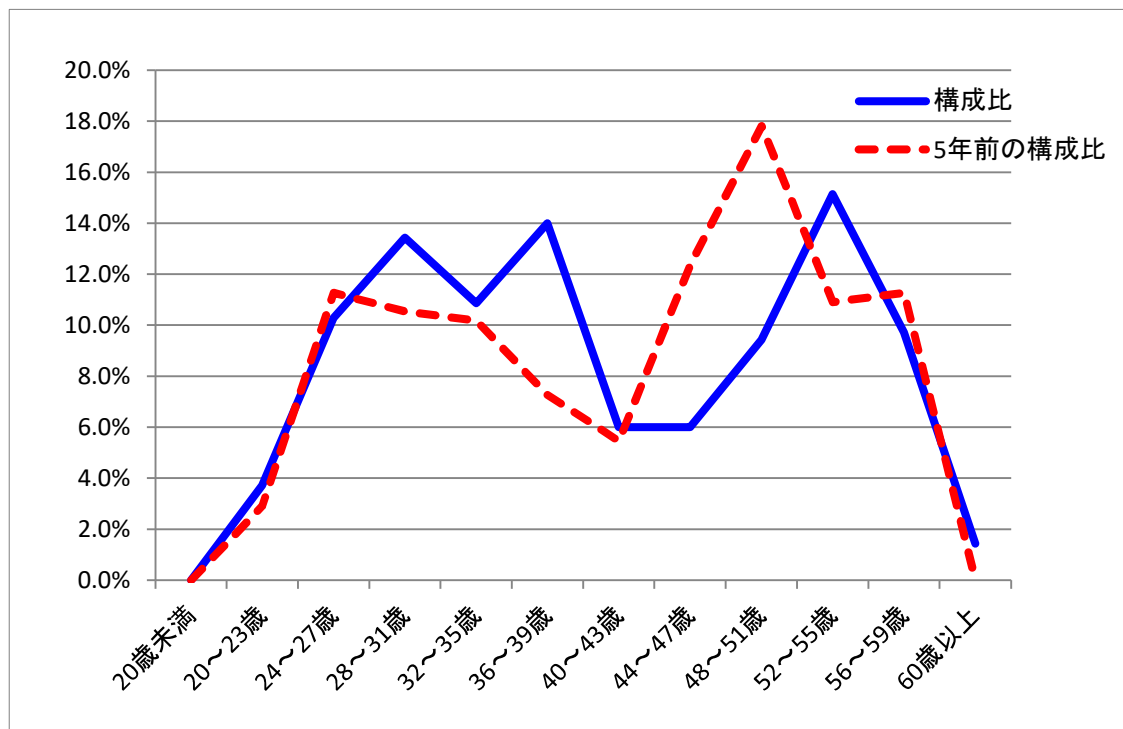
(各年4月1日現在)

（令和4年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	総務・企画:再任用職員の常勤職員変更による増、業務体による増 総務:欠員補充による増 税務:欠員補充による増 土木:再任用職員の配置による減、都市基盤整備の検討による減 民生:再任用職員の常勤職員変更による増、欠員補充による増、重層的支援体制整備事業の実現に向けた体制構築による増 衛生:新型コロナウイルスワクチン接種対策担当の廃止による減
		総務・企画	94	101	7	
		税務	28	29	1	
		農林水産	2	2	0	
		商工	7	7	0	
		土木	32	30	▲ 2	
		民生	69	72	3	
		衛生	26	24	▲ 2	
		計	263	270	7	
	教育部門		42	43	1	再任用職員の常勤職員変更による増
消防部門		—	—			
小 計		305	313	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.52 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.53 人)	
公営企業計等部門	水道		10	10	0	下水道:下水道事業強化のための増
	下水道		5	6	1	
	その他		21	21	0	
	小計		36	37	1	
合 計			341 [430]	350 [430]	9 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.32 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 一部事務組合派遣職員を除いた職員数である。
4 地方公共団体定員管理調査に基づく数値である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 13	人 36	人 47	人 38	人 49	人 21	人 21	人 33	人 53	人 34	人 5	人 350

(3) 職員数の推移

（単位：人、％）

年 度 部 門	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	275	269	272	268	263	270	7 (2.7%)
教 育	45	48	48	42	42	43	1 (2.4%)
普通会計計	320	317	320	310	305	313	8 (2.6%)
公営企業等会計計	37	38	35	35	36	37	1 (2.8%)
総合計	357	355	355	345	341	350	9 (2.6%)

（注） 各年における地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 798,308	千円 192,044	千円 89,918	% 11.26	% 10.84

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,764千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 11	千円 46,309	千円 10,874	千円 20,691	千円 77,874	千円 7,079	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
羽 村 市	44.6 歳	354,548 円	506,435 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

水道事業職員の手当の制度は、市の職員の制度と同じです。

下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,047,261	千円 -105,612	千円 44,975	% 4.29	% 2.88

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 3,437千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 6	千円 18,499	千円 6,096	千円 6,620	千円 31,215	千円 5,203	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
羽 村 市	43.7 歳	333,986 円	468,765 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

下水道事業職員の手当の制度は、市の職員の制度と同じです。